

# 松川町危険ブロック塀等耐震改修補助事業

## 【事業の概要】

地震によるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害から町民の生命及び財産を保護するため、町ではこの危険ブロック塀等耐震改修事業を行うものに対し、経費の一部を補助金として助成いたします。

## 【補助対象となる危険ブロック塀等】

地震によって倒壊又は転倒した場合においてその敷地に接する町道等の通行を妨げ、避難を困難とするおそれがあるブロック塀等（コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀及び門柱）

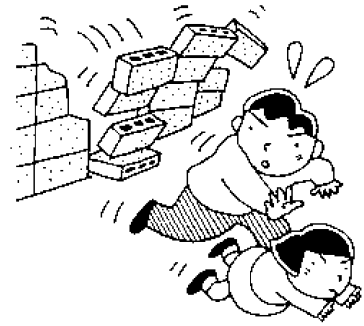
## 【補助事業の内容】

事業の区分	対象事業	補助金額
危険ブロック塀等撤去事業	倒壊又は転倒するおそれのある危険ブロック塀等の撤去工事	当該事業に要する経費と危険ブロック塀等の延長に10,000円/mを乗じて得た基準額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内で、かつ、1敷地につき10万円を限度とする。
危険ブロック塀等補強事業	倒壊又は転倒するおそれのある危険ブロック塀等を安全な塀（建築基準法（昭和25年法律第201号）又は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に適合するもの。）に改善する補強工事	当該事業に要する経費の1/2以内で、かつ、1敷地につき10万円を限度とする。
危険ブロック塀等改修事業	倒壊又は転倒するおそれのある危険ブロック塀等の撤去を行った後、新たに安全な工作物等※（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により道路境界線とみなされる線より住宅側のもので、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条及び第62条の8の規定に適合するもの。）に築造する改修工事 ※工作物等…ブロック塀等及びコンクリート造等以外の軽量の塀等（生け垣、フェンス、板塀等）	当該事業に要する経費と危険ブロック塀等の延長に15,000円/m（撤去10,000円/m、築造5,000円/m）を乗じて得た基準額とを比較して、いずれか少ない金額の1/2以内で、かつ、1敷地につき15万円を限度とする

※ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

**【補助対象者】**

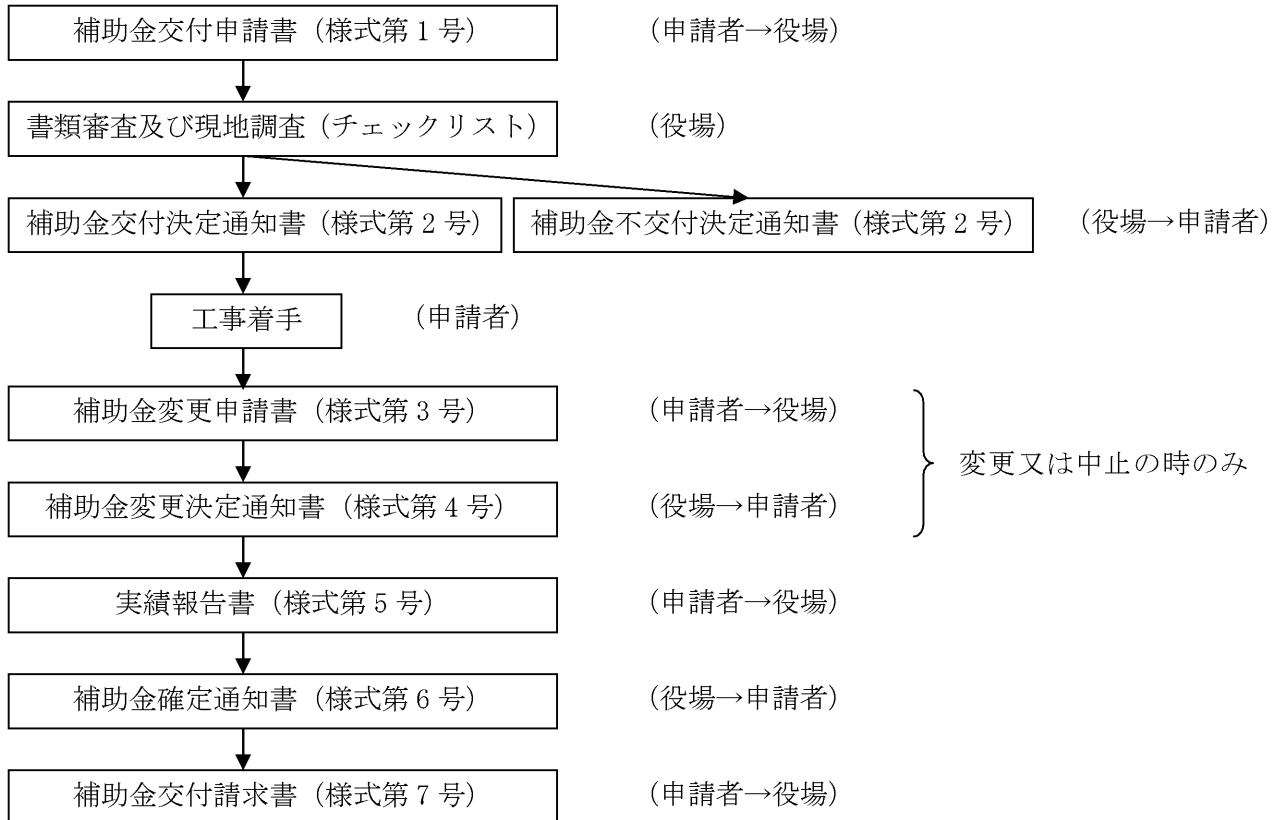
- (1) 危険ブロック塀等を所有していること
- (2) 町税等を滞納していないこと



**【審査等】**

- (1) 書類等の審査
- (2) 職員による現地調査

**【手続きの流れ】**



**☆注 意☆**

- ※ 補助金交付決定前に、ブロック塀等の撤去、改善に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。必ず着工前に補助金の交付申請をしてください。
- ※ 補助金の交付後に、建築基準法、建築基準法施行令及び補助制度の基準・条件に適さない塀であることが確認された場合には、補助金を返還していただきます。
- ※ 幅員が4m未満の道路に面する補強事業の場合には、将来道路改良工事において撤去協力誓約書の提出が条件となります。
- ※ [Redacted]

☆補助制度要綱・申請書様式は、役場建設課窓口にも用意してあります。  
制度についてのご質問等、お気軽にお問い合わせください。

〈お問合せ先〉  
建設課 建設管理係  
電話 36-7028 (直通) FAX 36-5091